

厚生労働科学研究費補助金（認知症政策研究事業）
分担研究報告書

独居認知症高齢者等の行方不明対策に関する研究
認知症高齢者の行方不明者数推計に関する研究

研究分担者 菊地和則 東京都健康長寿医療センター研究所・研究員
研究協力者 池内朋子 東京都健康長寿医療センター研究所・研究員
研究代表者 栗田圭一 東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター・
センター長

警察庁が毎年公表している認知症による行方不明者数は、警察に行方不明者届が出された人のみであり、実際に認知症で行方不明になった人数とは大きな乖離があると考えられる。そこで令和4年度の研究で明らかにした行方不明発生率、つまり独居高齢者人口10万対127.67人、同居高齢者人口10万対194.30人に基づき、令和2年度に実施された国勢調査のデータを利用して行方不明者数を推計した。その結果、独居行方不明者は8,575人、同居行方不明者は56,954人となり、合計で65,529人となった。警察庁による令和2年の行方不明者数は17,565人であることから、推計値とは47,964人の差があり、警察庁の公表値の約3.73倍となった。警察庁の公表値と推計値には大きな乖離があり、警察に行方不明者届が出されていない行方不明者が多数いることが示された。行方不明者届が出されていない者を含めた、実際の行方不明者数を把握することが、今後の行方不明者対策を考えていくために必要とされている。

A. 研究目的

我が国において認知症による行方不明者数は、警察庁が毎年公表する人数と認識されている。しかし、この人数は警察に行方不明者届（以下、届）が出された者だけであり、実際には届が出されていないために、行方不明者数に含まれない者が少なからず存在すると考えられる。先行研究でも警察に届けが出されていない者が多くいることが指摘されている¹⁻⁶。

より実態に近い行方不明者数の把握は、

行方不明者対策を立案する上での重要な前提条件である。

本研究は、より実態に近い行方不明者数を推計することにより、行方不明者対策の促進に資することを目的とする。

B. 研究方法

令和4年度の研究で明らかにした行方不明発生率、つまり独居高齢者人口10万対127.67人、同居高齢者人口10万対194.30人に基づき、令和2年度に実施された国勢

調査のデータを利用して行方不明者数を推計した。推計は都道府県毎に、独居・同居別に行った。

(続き)

(倫理面への配慮)

本研究の実施に当たっては東京都健康長寿医療センター倫理委員会の承認を得ている (R22-055)。

C. 研究結果

分析の結果、独居行方不明者は 8,575 人、同居行方不明者は 56,954 人となり、合計で 65,529 人となった。全国/都道府県毎、独居・同居別の推計値を表 1 に示す。

表 1. 行方不明者数の推計値

	独居 行方不明者数	同居 行方不明者数	合計
00_全国	8,575	56,954	65,529
01_北海道	462	2,560	3,022
02_青森県	92	672	764
03_岩手県	80	670	750
04_宮城県	124	1,069	1,193
05_秋田県	71	591	662
06_山形県	55	617	672
07_福島県	111	958	1,069
08_茨城県	160	1,409	1,569
09_栃木県	109	927	1,036
10_群馬県	120	954	1,074
11_埼玉県	425	3,208	3,633
12_千葉県	383	2,786	3,169
13_東京都	1,036	4,631	5,667
14_神奈川県	587	3,694	4,281
15_新潟県	126	1,210	1,336
16_富山県	59	565	624
17_石川県	67	554	621
18_福井県	40	396	436
19_山梨県	54	404	458
20_長野県	123	1,085	1,208
21_岐阜県	109	1,005	1,114
22_静岡県	212	1,801	2,013

(続く)

	独居 行方不明者数	同居 行方不明者数	合計
23_愛知県	413	3,077	3,490
24_三重県	113	857	970
25_滋賀県	68	618	686
26_京都府	196	1,171	1,367
27_大阪府	724	3,642	4,366
28_兵庫県	401	2,502	2,903
29_奈良県	90	679	769
30_和歌山県	82	473	555
31_鳥取県	35	294	329
32_島根県	45	377	422
33_岡山県	120	930	1,050
34_広島県	201	1,294	1,495
35_山口県	120	720	840
36_徳島県	54	396	450
37_香川県	68	483	551
38_愛媛県	115	687	802
39_高知県	71	368	439
40_福岡県	363	2,232	2,595
41_佐賀県	47	412	459
42_長崎県	107	678	785
43_熊本県	118	882	1,000
44_大分県	89	591	680
45_宮崎県	90	541	631
46_鹿児島県	152	773	925
47_沖縄県	88	511	599

D. 考察

警察庁による令和 2 年の認知症による行方不明者数は 17,565 人であり、推計値とは 47,964 人の差があった。これは警察庁の公表値の約 3.73 倍であり、推計値と大きな乖離があった。このことは行方不明者の 7 割以上が警察に行方不明者届を出していないことを意味している。

E. 結論と今後の課題

行方不明者数を正しく把握することは、行方不明対策を立案する上で必須である。しかし、現状では行方不明者数が大幅に過小評価されている可能性がある。このことは行方不明者対策を考える上で、大きな障害となる。

今後の課題として、行方不明者数の適切な把握と、それに基づく具体的な施策の実施が求められる。行方不明者数をより実態に近い数値で推計する方法を、先行研究に基づき資料1に示した。また、市町村で実施できる可能性のある施策の一覧(案)を、先行研究、都道府県及び市区町村ホームページから収集し資料2に示した。これらが活用され、より良い行方不明対策が行われれば幸いである。

F. 研究発表

1. 論文発表

Kikuchi K., Ikeuchi T., Awata S., A study on the incidence rate of missing persons with dementia living alone in Chiba Prefecture, Japan, *Geriatr Gerontol Int*, 23(11), 2023, 890-891. <https://doi.org/10.1111/ggi.14695>

2. 学会発表

菊地和則, 池内朋子, 栗田主一: 千葉県における独居認知症高齢者の行方不明発生率に関する研究, 第65回日本老年医学会学術集会, 2023.6.18, 横浜.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

Reference

- 1) Kikuchi K, Ooguchi T, Ikeuchi T, Awata S. Missing older adults with dementia living alone-reports of 150 cases-. *Jpn J Geriatr Psychiatry* 2021; 32: 469-479. (In Japanese).
- 2) Furumiya J and Hashimoto Y. A Descriptive Study of Elderly Patients With Dementia Who Died Wandering Outdoors in Kochi Prefecture, Japan. *Am J Alzheimers Dis Other Demen* 2015; 30(3): 307-312. <https://doi.org/10.1177/1533317514545826>.
- 3) The Alzheimer's Association Japan. Report on "Survey on the Actual Conditions Related to Missing, Wandering, and Driving of People with Dementia". Tokyo: Alzheimer's Association Japan; 2018; 1-76. [Cited 1 Dec. 2023.] Available from URL: <https://www.alzheimer.or.jp/wp-content/uploads/haikai-jidousyauntentyousa2018.pdf> (In Japanese).
- 4) McShane, R., Gedling, K., Keene, J., Fairburn, C., Jacoby, R. & Hope, T. Getting lost in dementia. A longitudinal study of a behavioral symptom, *Int Psychogeriatr* 1998; 10(3): 253-260. <https://doi.org/10.1017/S1041610298>

005365.

- 5) Rowe M, Glover J. Antecedents, descriptions and consequences of wandering in cognitively impaired adults and the Safe Return (SR) program. *Am J Alzheimers Dis Other Demen.* 2001; 16(6): 344-352. <https://doi.org/10.1177/153331750101600610>.
- 6) Green KS, Clarke CL, Pakes F, Holmes L. People with Dementia who go Missing: A Qualitative Study of Family Caregivers Decision to Report Incidents to the Police. *Policing: A Journal of Policy and Practice.* 2019; 13(2): 241–253. <https://doi.org/10.1093/police/paz007>.

市町村が認知症によって行方不明になる高齢者の人数を把握する方法

1. 認知症によって行方不明になる高齢者の実態

2012年から警察に行方不明者届（以下、届）が出された時、認知症（疑いを含む、以下同様）であるかどうかのチェックが行われるようになりました。その結果、認知症を原因とする行方不明者数が明らかとなり、警察庁から毎年人数が公表されるようになりました。2012年の認知症によって行方不明になる高齢者は9,607人であり、当時は「認知症による行方不明者1万人」とマスコミでも大きく取り上げられました。その後も年々、認知症によって行方不明になる高齢者は増加し、2022年には18,709人に達しています¹⁾。

しかし、この人数は警察に届が出された人数であり、届が出されていない人は含まれていません。そのため、図1のように警察庁の公表した人数（実線）と、実際に行方不明になった人数（点線）には乖離があります。しかし、この乖離がどの程度であるのかは分からないままでした。ただ、先行研究によると行方不明者の内、3割～7割が届を出していないことが指摘されています²⁾⁻⁶⁾。研究により割合が大きく異なりますが、かなりの人数が届を出していないことが分かります。

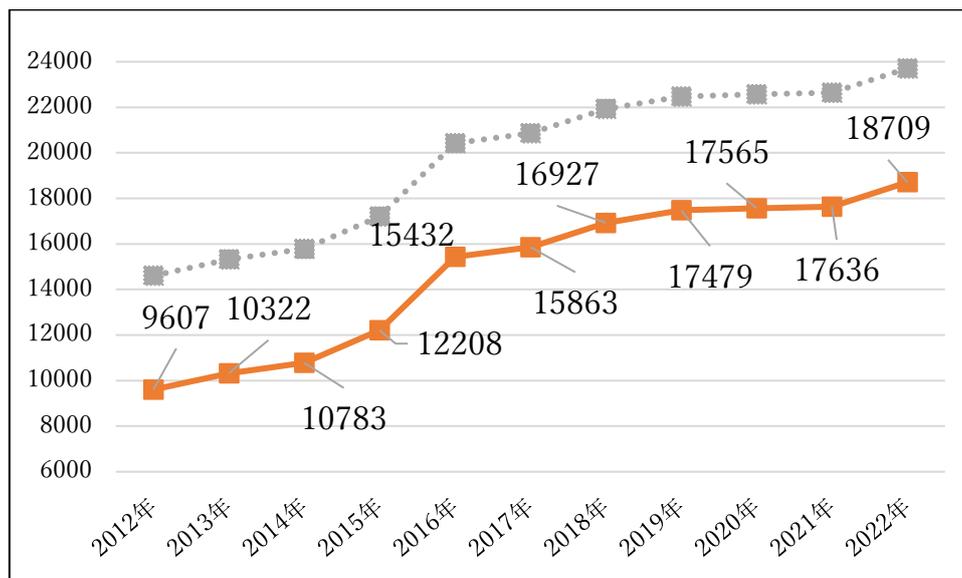


図1. 認知症によって行方不明になる高齢者数の経年推移

しかも、これまでの研究から市町村（特別区を含む、以下同様）の約半数は行方不明者数を把握していないことが分かっています。つまり警察に届を出している人数も把握していないことになります。市町村が行方不明対策を立案・実施するに当たって、正確な行方不明者数を知ることは、対策を講じる上での基本的かつ重要な情報です。そのためにはより実態に近い行方不明者数を知る必要があります。本稿では市町村がより実態に近い行方不明者数を把握する方法について説明します。

2. 行方不明者数はどのように把握されるのか

この問題を考える前提として、そもそも行方不明者数とはどのように数えられるのでしょうか。この点について説明したいと思います。

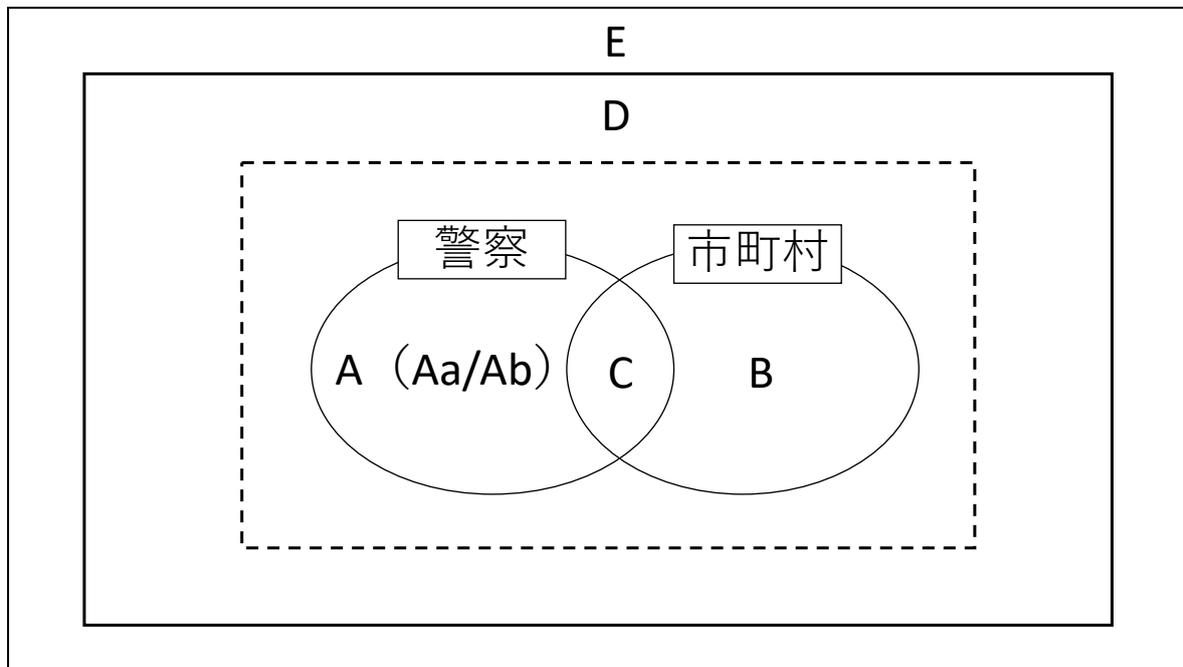


図2. 行方不明者数の考え方

図2は行方不明者数をどのように考えるかを示しています。図中のA～Eの意味は下記の通りとなります。

- A：警察が把握した人
 - Aa：警察に届が出された人
 - Ab：警察に届は出されなかったが、警察が把握した人
- B：市町村が把握した人
- C：警察と市町村の両者が把握した人
- D：警察も市町村も把握しなかったが、家族・親族、近隣の人、サービス担当者などが把握した人
- E：誰にも把握されなかった人

まずAですが、これは警察が把握した人になります。しかし、その内訳は2つに分類されます。Aaは警察に届が出された人で、これに該当する人が毎年、警察庁から公表される人数になります。それに対してAbは届が出されずに警察が把握した人になります。例えば、パトロール中の警察官が様子のおかしい高齢者を保護したら認知症で行方不明になっていた、善意の市民が様子のおかしい高齢者を見つけて警

察に通報したら認知症による行方不明だった、などが考えられます。この場合は届が出されていないため、警察庁の統計には含まれません。

次にBですが、これは市町村が把握した人になります。例えば、警察に届は出されていませんが、地域包括支援センター、介護支援専門員、サービス担当者などからの連絡で把握している場合などが考えられます。しかし、市町村によっては地域包括支援センターなどからの連絡体制を整えておらず、市町村として行方不明者を把握していない場合もあります。なお、届は警察に提出するものであるため、市町村の場合は届の有無で区別をしていません。

Cですが、これは警察と市町村の両者に把握された人です。この中には届が出されている人と出されていない人が混在しています。

Dですが、家族・親族、近隣の人、サービス担当者などが行方不明に気づきましたが、警察と市町村は把握しなかった人になります。行方不明になった時に警察や市町村に通報せず、家族・親族や近隣の人、サービス担当者だけで探した場合などが該当します。

そしてEですが、これは行方不明になったことを誰にも把握されなかった人です。例えば、独居認知症高齢者が行方不明になっても誰も気づかなかったような場合です。

このように整理すると、市町村が把握できる可能性があるのは、点線で囲んだA (Aa/Ab) ~Cまでになります。そのため、A (Aa/Ab) ~Cに該当する行方不明者をどれだけ把握できるのかが問題となります。なお図2には、行方不明になって発見されていない事例が含まれ、また発見時の生存・死亡を区別していません⁷⁾。

3. 行方不明者数の把握方法

行方不明者数の考え方を説明しましたので、次に行方不明者数の把握方法について説明します。ここでは2つの方法を紹介します。

1 : 行方不明者数を実際に数える

一つ目は行方不明者数を実際に数える方法です。そのためには警察からAaとAbの情報提供を受け、かつ、市町村も情報収集(C)する必要があります。つまり、A~Cの人数を実際に調べて合計することで行方不明者数を把握します。しかし、この方法では警察がAaとAbの両方の情報を市町村に提供する必要があり、警察の協力が前提となります。また市町村も情報収集の体制構築が必要になります。なお、実際に人数を数える場合、A~Cの人数を正しく知るために、Dについては行方不明が生じた際には警察に通報する、市町村に通報するなどの広報活動も必要になります。また、独居認知症高齢者等についてはEにならないように、介護サービスの利用や見守り体制の構築など行方不明に早期に気づける体制づくりが必要になります。つまり、DとEを減らし、A~Cに入るような取り組みを行うことが、より実態に近い人数の把握につながります。

2 : 行方不明者数を推計する

二つ目ですが、実際に数えることが出来ない場合は、人数を推計する方法があります⁷⁾。これまで

の研究から行方不明の発生率が明らかになっています。ただし、発生率は65歳以上を対象としているため、65歳未満の若年性認知症者の行方不明は含まれていません。また図2のDとEに該当する人も含まれていません。そして推計の場合、前述のようなDとEを減らし、A～Cに入るような取り組みを行うことで人数が変わることはありません。

①独居高齢者人口10万人当たりの行方不明者数：127.67人

②同居高齢者人口10万人当たりの行方不明者数：194.30人

独居高齢者より同居高齢者の方が発生率は高くなっています。この点に違和感を覚えるかもしれません。その理由として、行方不明に気づくのは同居家族が多いこと、同居高齢者より独居高齢者の方が健康であることなどが考えられますが、詳細な理由については今後の研究が待たれます。

市町村は65歳以上の独居高齢者人口、65歳以上の同居高齢者人口を確認すれば、上記の発生率から行方不明者数を推計することができます。なお、人口規模が小さく、推計値が1人未満になる場合、最低1人はいると考えるべきでしょう。

4. まとめ

ここまで市町村が行方不明者数を把握する方法を説明してきました。どちらの方法が良いかは一概には言えません。市町村の状況に合わせて方法を選択する必要があります。しかし実際に人数を数えても、推計をしても、図2のDとEに該当する人数は含まれません。つまり、どちらの方法を用いても行方不明者数は過小評価にならざるを得ません。しかし、少なくともこれだけの行方不明者がいる、ということは分かります。

市町村は実態に近い行方不明者数を把握することにより、行方不明対策を講じることが求められます。

以上.

- 1 警察庁生活安全局人身安全・少年課:令和4年における行方不明者の状況: 2023.1-5.
- 2 菊地和則・大口達也・池内朋子・粟田主一. 独居認知症高齢者の行方不明の実-150事例からの報告-.老年精神医学雑誌.32(4) 2021. 469-479.
- 3 Furumiya J and Hashimoto Y. A Descriptive Study of Elderly Patients With Dementia Who Died Wandering Outdoors in Kochi Prefecture, Japan. Am J Alzheimers Dis Other Demen 2015; 30(3): 307-312.
- 4 認知症の人と家族の会. 「認知症の人の行方不明や徘徊、自動車運転にかかわる実態調査」報告: 2018. 1-76.
- 5 McShane, R., Gedling, K., Keene, J., Fairburn, C., Jacoby, R. & Hope, T. Getting lost in dementia. A longitudinal study of a behavioral symptom, Int Psychogeriatr 1998; 10(3): 253-260.
- 6 Rowe M, Glover J. Antecedents, descriptions and consequences of wandering in cognitively impaired adults and the Safe Return (SR) program. Am J Alzheimers Dis Other Demen. 2001; 16(6): 344-352.
- 7 Kikuchi K, Ikeuchi T, Awata S. A study on the incidence rate of missing persons with dementia living alone in Chiba Prefecture, Japan. Geriatr Gerontol Int. 2023; 23(11): 890-891.

市町村の体制整備項目（案）

大項目	中項目
文書化された行方不明対応の根拠	認知症の一人歩きによる行方不明に関する条例を制定（認知症に関する条例の中での言及を含む）
	認知症の一人歩きによる行方不明に関する要綱・要領を制定
SOSネットワーク等（ある場合）	市町村徘徊・見守りSOSネットワーク推進会議等の設置
	徘徊・見守りSOSネットワーク広域（市町村）連絡会議等への参加
	都道府県徘徊・見守りSOSネットワーク推進会議との連携
	各種機関・住民のSOSネットワーク等への参加促進
その他ネットワーク活用	SOSネットワーク等以外のネットワーク等で行方不明に対応できるもの（例.わんわんパトロール）
広域連携	他都道府県との広域連携の促進
	行方不明者等の情報共有サイトへの参加・活用
住民の理解促進	地域住民への行方不明問題への理解促進
	徘徊・見守り協力員等の育成
	認知症サポーターの養成
	模擬捜索訓練（声かけ等）の実施
	認知症の人が暮らしやすいまち作り
事前準備（個人レベル）	行方不明のリスクのある高齢者の把握
	行方不明のリスクのある高齢者に対する支援体制構築・強化（介護保険サービス利用/ケアプラン・医療の見直しを含む）
	SOSネットワーク等への登録促進
	行方不明に気づいたら直ぐに警察に行方不明者届を出すように関係機関・者に周知
	認知症高齢者本人の行方不明対策への参加
	地域住民による見守り
	SOSネットワーク等による見守り
	ICTを活用した見守り機器/徘徊感知器の導入
	身元確認用シール・キーホルダー等の配布（ICTを活用したものを含む）
	行方不明になった時の対応方法を決めている
	行方不明になった時、誰が警察に行方不明者届を出すか決めている
	地域包括支援センター等による定期的訪問
	家族・親族との連絡体制構築
	徘徊高齢者個人賠償責任保険事業への加入
	市町村長による成年後見申立の活用
家族に対する行方不明対応の教育	

（続く）

事前準備（市町村/地域レベル）	市町村における行方不明者数の把握
	市町村における行方不明施策の検討・実施（認知症高齢者本人の参加を含む）
	行方不明対応マニュアル等の準備
	徘徊高齢者個人賠償責任保険事業の実施
	警察との情報共有や連携の促進
	高齢者見守り相談窓口・拠点の設置
	権利擁護支援センター・成年後見中核機関の設置
	成年後見制度利用促進法の基本計画策定
	市町村・専門職を対象とした行方不明対応に関する研修
	地域の関係機関等への協力依頼（SOSネットワーク等が無い場合）
行方不明発生時	警察への行方不明者届の即時提出
	市町村、サービス担当者等による搜索
	SOSネットワーク等の搜索活動
	搜索協力者に対するメール・SNSなどを利用した情報提供・搜索協力依頼
	防災無線・有線放送・ラジオ等による呼びかけ
	ICTを活用した搜索機器の利用
事案終了後	生存発見後の高齢者に対する支援体制構築・強化（介護保険サービス利用/ケアプラン・医療の見直しを含む）
	死亡発見・行方不明継続の家族に対する支援体制構築・強化
	市町村・専門職による行方不明事例の検証・事例検討
	市町村の行方不明施策の課題の明確化と改善（広域連携・警察との連携等を含む）

ICT:Information and Communication Technology